

33 對支文化事業の概要

第一 總 説

一、對支文化事業特別會計法制定の沿革
支那政府が歐洲戦争に際し聯合國側に參戰したるに付、同政府の支拂ふ義和團事件賠償金は大正六年十二月以来五年間其の支拂を猶豫することとなつたが、大正十一年十二月より支拂再開せられたるを機に、我政府は第四十五議會に於ける衆議院の建議並輿論に鑑み、第四十六議會に對支文化事業特別會計法律案を提出し、前記賠償金を以て之が資源に充つることとし、尙當時山東問題解決し膠濟鐵道及青島に於ける公有財產等に關し補償を受くることとなつたので、其の内より他の會計に屬すべき分を除き、殘額は之を一括して本特別會計に併せ、後者は主として之を山東地方に於ける學校病院を始め、其の他各地に於て日本人の經營に係る諸般の對支文化事業に使用することとした。

右法案は衆議院に於て多少の附加修正を加へたる上賛衆兩院に於て可決せられ、大正十二年三月三十日法律第三十六號として制定公布の上、同年四月一日より實施せられた、然るに其の後實施に伴ひ多少修正の必要生じたるを以て、大正十五年第五十一議會の修正案可決せられ、同年三月二十七日法律第二十九號を以て公布せられた。

二、對支文化事業特別會計法の要綱

同法の内容は大要左の如くである。

(一) 資源

イ 國匯賠償金及山東關係の鐵道及公有財產補償國庫證券の元利

ロ 山東關係鐵山の補償金

(二) 每年度歲出額は三百萬圓以内に限定、但し暫附金は右制限外とする。

(註) 右限定期額は當初二百五十萬圓であつたが大正十五年法律第二十九號を以て三百萬圓

に改正増額せられた

(三) 積立金制度を採用し毎年度剩餘金は之を積立つることとし、且資金は國債の保有又は預金部預金に依り運用することを認め第一項の二大資源の受入期限満了後は積立金の運用利殖のみを以て歲出限度額の支出をなし得る仕組となつてゐる。

(註) 嘗初本會計の資金は大藏省預金部預金に依る運用のみを認められたるが前記改正法に依り國債を保有することを認めらるゝに至つた。

(四) 繰越制度を認め毎年度歲出豫算に於ける事業費の支出殘額は遞次之を翌年度に繰越し使用することを得ることとした。

(註) 是亦前記改正法に依り新に認められたる事項である。

三、對支文化事業に關する政府部内の機關

(一) 對支文化事業の事務機關——文化事業部

大正十二年五月五日對支文化事務局官制公布せられ、亞細亞局長を以て局長に充て、外務大

臣管理の下に對支文化事業に關する事務を掌ることとなつたが、大正十三年の行政整理に際し本事務機關も幾分之を縮小することとなり、同年十二月二十日外務省官制を改正し、亞細亞局内に文化事業部（支那側に於ては「對支」なる冠詞を好まざるに付改制を機會に之を省くこととした）を設け、引續き本事業に關する事務を掌理することとなつた、然るに亞細亞局の一部たることは支那人をして種々の誤解を抱かしめ、之が爲事業遂行上齟からざる支障あり、且事業の進展に伴ひ現業的傾向次第に増加し來りたるを以て、昭和二年六月二十二日再び官制改正せられ、文化事業部を省内の獨立せる一部とした。

(二) 對支文化事業の諮詢機關——對支文化事業調査會

外務大臣の諮問に應じ對支文化事業に關する事項を調查審議せしむる爲め、大正十二年十二月二十七日對支文化事業調查會官制公布せられ、翌二十八日關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より委員任命せられた、官制上會長は外務大臣、幹事長は文化事業部長である。

同調查會は大正十三年以來數回本會議を開催し、其の外特別委員會及専門家協議會等を設け本事業の根本方針及實行方法等重要問題を審議した。

第二 對支文化事業特別會計資金

一、對支文化事業特別會計の資源

(一) 四分利付支那國債券（圓匪賠償金）關係

イ、四分利付支那國債券の移管及寄托

對支文化事業特別會計法の實施に伴ひ、圓匪事件賠償金として支那國政府より受領したる四分利付支那國債券は、本特別會計に歸屬することとなりたるを以て、大正十二年四月七日券面額金四千四百七十萬八千十二圓十六錢六厘の同債券を大藏省預金部より引繼ぎ、同日本銀行に寄託の手續を了した。

ロ、元利の支拂方法

本債券は元利済崩にて支拂ふこととなり、西曆一千九百四十年即ち昭和十五年迄の期限であつたが、冒頭記載の通五年間延期されたるに付、一千九百四十五年即ち昭和二十年を以て終了する豫定である、而して元利支拂の時期に付、元金は毎年一回十二月三十一日、利子は毎年二回六月三十日及十二月三十一日となり居るも、其の後支那政府と協定の結果元利共毎月分割して前拂せられ、六月末及十二月末夫々前拂に對する利子を控除することとなつた。

(二) 膠濟鐵道國庫證券關係

イ、本特別會計所屬額の決定

膠濟鐵道國庫證券四千萬圓中賠償金特別會計に歸屬せしめるべきものを除きたる殘餘は、之を本特別會計に歸屬せしむることとなりたるに付、之が分配方に關し大正十二年外務大藏兩省合議の結果、賠償金特別會計に對しては二千五百五十萬圓を歸屬せしめ、本特別會計には其殘額金一千四百五十萬圓を歸屬せしむることに決定した。

ロ、膠濟鐵道國庫證券の受領及寄託

大正十二年四月二十五日支那政府より大正十二年一月一日附券面額金四千萬圓の假證券を受領したが、其後同年六月二十六日支那政府より十萬圓券二百枚、百萬圓券二十枚合計二百二十枚の本證券を前記假證券と引換に受領し、七月十九日本邦に到着したるに付翌七月二十日賠償金特別會計と本特別會計との間に之を分配し、本特別會計所屬の左記證券は同日日本銀行に寄託した。

十萬圓券 七十五枚
百萬圓券 七枚

利子の支拂及元金の償還方法

本國庫證券の利息は年率六分で、證券交付の日(大正十二年一月一日)より起算して半年毎に支拂はる可きものにして、膠濟鐵道の收入中本國庫證券の利息に相當する額は、之を毎月横濱正金銀行青島支店又は濟南支店に預入する約定となつて居る。本國庫證券元金の償還期限は十五年にして、尙支那國の選擇に依り證券交付の日より五年の終に、又は其後何時にも六月の豫告を以て、全部又は一部の償還をなし得る事となり居れるを以て、昭和三年一月一日以後昭和十二年十二月三十一日迄の間に於て償還せらるべきものなるも、其償還時期及償還年度は全く支那側の自由に委せられ居るを以て全然之を豫測するを得ない。

(三) 青島公有財産及製鹽業補償國庫證券關係

イ 本特別會計所屬額の決定

本國庫證券金一千四百萬圓中製鹽業者に對し交付するものを除きたる殘額は、本特別會計に歸屬せしむるところとなり、以上交付額は券面金一千三十九萬二千一百五十七圓と決定したるを以て、(右證券は大藏省預金部に於て製鹽業者より買上げた)結局本特別會計に歸屬したる國庫證券額は、金三百六十萬七千八百四十三圓となつた。

ロ 青島公有財產及製鹽業補償國庫假證券の受領

本國庫證券に付ては未だ本證券正式發行に至らざる爲め支那政府より大正十二年三月十四日附假證券三枚を同年四月二日受領し、目下在支帝國公使館に保管中である。(正式證券は支那政府の依頼に依り内閣印刷局に於て作製中なりしが昭和二年五月印刷完成したるを以て直に之を在支公使館に廻送し正式發行方に關し同國政府と交渉中なり)

ハ 元利支拂の方法

本國庫證券の利息は年率六分にして證券交付の日より起算して半年毎(三月十三日及九月十三日)に東京に於て支拂はることとなつて居る。

元金償還期限は十五年にして最初の一年間は据置き、第二年目より毎年二回毎回五十萬圓宛を利息支拂期日に於て償還することに約定しあるを以て、右償還は大正十三年九月より開始せられた。

(四) 山東礦山會社補償金關係

山東礦山會社補償金五百萬圓中賠償金特別會計に繰込まれるべきものを除きたる殘額は、

之を本特別會計に繰込むこととなりたるに付、之が分配方に関し大正十二年三月大藏外

務兩省合議の結果、金二百六十七萬三千八百六十五圓を賠償金特別會計に所屬せしめ、残額金二百三十二萬六千百三十五圓を本特別會計に所屬せしむることに決定した。
右各資源の一覽表を示せば左の如くである。

對支文化事業特別會計資源一覽表（昭和二年十一月現在）

社 補 債 金	山 東 鐵 山 會	蒙 庫 證 券	青 島 公 有 財 產 及 鹽 業 補 償 債 券	四 分 利 付 支 那 國 債 券	證 券(資 金)名	未償還元金額	金		利 子 金 額
							償 還 期 限	期 支 日 拂	
			三、五百〇〇〇〇〇円	自大正三年九月 至昭和二年三月	支那銀行 支那政府 支那政府 支那政府 支那政府 支那政府 支那政府 支那政府 支那政府 支那政府	十二月迄 末毎月 月約十一萬圓 四年分 六年分 六年分 六年分 六年分 六年分 六年分 六年分	昭和二十年 昭和二年は毎 月約十二萬圓 昭和二年は毎 月約十二萬圓 昭和二年は毎 月約十二萬圓 昭和二年は毎 月約十二萬圓 昭和二年は毎 月約十二萬圓 昭和二年は毎 月約十二萬圓 昭和二年は毎 月約十二萬圓	利 子 金 額	
			二、三五、一五〇〇〇円	未定	三月三十日 の全額の二十九分 三月三十日 三月三十日 三月三十日 三月三十日 三月三十日 三月三十日 三月三十日 三月三十日	依る の原则として毎回 支那政 府の 数量に 依る 支那政 府の 数量に 依る 支那政 府の 数量に 依る 支那政 府の 数量に 依る 支那政 府の 数量に 依る	毎回支拂 利 子 金 額	利 子 金 額	

二、特別會計歲入收納實況

(一) 團匪賠償金

本賠償金は關稅を擔保資源となし居るを以て毎月期日通り正確に元利を收納して居る。

(二) 謂、濟、鐵、道、國、庫、證、券、の、利、子、

本件利子は年額八十七萬圓にして、豫め之に相當する金額を毎月の鐵道收入より横濱正金銀行青島支店、又は濟南支店に預入する約束なるを以て、鐵道收入良好なる限り、本件證券利子の支拂も確實なる次第にして、十五年六月拂利息は遲延ながら支拂ありたるも、其の後は支那動亂の影響を受け、今日に至るも支拂なく、唯僅かに未拂利子に對し年九分の割合を以て延滞利子を支拂つゝあるのみである。

(三) 青、島、公、有、財、產、及、製、鹽、業、補、償、國、庫、證、券、の、元、利、

大正十二年九月期限の第一回利拂及十三年三月期限の第二回利拂、同年九月期限の第一回元金償還（五十萬圓中本特別會計歸屬額十萬圓）及第三回利拂、十四年三月期限の第二回元金償還（金五十萬圓中本特別會計所屬額七千八百四十三圓）及第四回利拂は延滞勝ながら兎に角支拂ありたるも、十四年九月期限の第五回利拂期以降は、其の資源たる鹽稅剩餘不足勝なる爲、今日に至る迄元利共更に支拂なく遅延し居る状態である。

三、特別會計所屬資金の運用

本特別會計制定以來毎年度の剩餘金は特別會計法第八條の規定に基き之を積立てつゝあるが、大正十二年度決算剩餘金は金三百十萬二千二百九十一圓十錢五厘、大正十三年度決算剩餘金は金百八十八萬六千五百十二圓二十六錢四厘、大正十四年度決算剩餘金は金百七十二萬二千五百四十二圓三十三錢九厘、大正十五年度決算剩餘金は金八十六萬九千二百五十八圓八十六錢九厘、合計金七百四十九萬九千六百三圓五十七錢七厘にして、其の内金七百四十九萬九千五百八十八圓

○一錢を以て、み號五分利公債額面八百六十萬四千九百二十五圓を購入し運用して居る。

第三 對支文化事業施設の大要

本特別會計第五條に於ては歲出の目的即ち事業の範圍を左の如く規定して居る。

- イ 支那國に於て行ふべき教育、學藝、衛生、救恤其の他文化の助長に關する事業
- ロ 帝國に在留する支那國人民に對し行ふべき同種の事業
- ハ 帝國に於て行ふべき支那國に關する學術研究の事業

仍て政府に於ては本事業を行ふに當り絕對に政治的關係を離れ、眞に東洋文化進展の見地に立ち目的の達成を期し居れるが事業の大要左の如くである。

一、研究所及圖書館の設立

(一) 概説

支那に於て行ふべき文化事業の中核ともなるべきものは、須らく恒久普遍的のものを最も適當と信じ、支那側朝野の意見を參照の上、並に對支文化事業調査會の議を經て、先づ北京に人文科學研究所及圖書館で、又上海に自然科學研究所を設立することに決し、之が新築に要する經費を大正十三年度より昭和四年度に涉る六箇年度の繼續費となし、總額五百三十五萬圓を十三年夏の第四十九臨時議會に提出し其の協賛を経た。

(二) 北京人文科學研究所及圖書館

大正十二年十二月北京研究所及圖書館の敷地は、支那政府より無償にて提供する様、日支兩

國間に一應了解成立したるを以て、支那側に於ても候補地を物色し、一二申出ありたるもの何れも敷地として不適當なるものゝみにして、到底我方の満足すべき敷地を得ること不可能なること明となりたるを以て、爾來適當なるものあらば購入するの方針に變更し詮索中なりし處、北京城内に散在する舊王府は敷地として稍や適當なりと認め、大正十五年冬伊東博士に實地検分を請ひ、一二所有主と交渉を進めたるも、價格に關し交渉經らず、尙ほ南方動亂の影響を受け北京方面の人心動搖したるを以て、暫く形勢を觀望し居りたる處、適々黎前大總統より王府井大街と東廠胡同との交叉點に位する、同氏所有邸宅約九千坪を研究所敷地として賣却方申出あり、本敷地は從前の候補地に比し種々の點に於て優り居るを以て、昭和二年十月再び伊東博士を北京に派遣し、實地検分の結果協議成り直に東方文化事業總委員會の名義を以て買收を完了した、右敷地内には建物も不數多少の修繕を加ふれば直に研究所として利用し得べく、目下之が開設準備中にして又圖書館は敷地の東北隅に追て建築することとし、目下伊東博士に於て設計考案中である。

(三) 上海自然科學研究所

大正十三年夏第四十九議會に於て協賛を經たる研究所及圖書館新築費の追加豫算成立するや、同年九月本省より事務官を上海に派遣し、同地矢田總領事其の他と協力し、敷地購入に當らしめたる處、租界外及佛租界内に數箇所適當なる候補地を見出したるに付、同年十月調查會委員たる大河内博士に専門家の立場より實地検分を委嘱し、同博士の意見を參照し價格等をも考慮の上、結局佛租界西南部除家匯路とギシー路との交叉點に在る、角地面約五十五

畝（約一萬一千坪）を購入し、尙ほ地形整理の爲十四年春更に四百坪の土地を買足した、然

るに右敷地の地積は尙ほ充分と謂ふを得ず、且つ依然地形不整を免れず、敷地利用上種々の不便あるべきを慮り、幸ひ土地所有者も賣却の意向に傾きたるを以て、昭和二年二月更に隣接地約四十五畝（約九千坪）の地を購入し、爰に完全なる敷地を得るに至つた。

右敷地上に建設せらるべき研究所の建築設計に付ては、豫てより其の作成方を伊東忠太及内田祥三の兩博士に依頼し在りたる處、右敷地決定と共に具體的設計を促進するの必要を認め、調査會委員中自然科學方面の専門家たる入澤、山崎、大河内三博士と協議の上、漸く大

體成案を得たるを以て、目下主として内田博士の許に於て本設計作製中である。

二、日本人經營的文化施設に對する補助

（一）概 設

上述各種補助團體の主なるものゝ沿革、組織及事業の大要を左に掲げよう。

（二）補 助 團 體 及 其 施 設 の 大 要

イ、青島諸學校
青島居留民團をして經營せしめつゝある青島日本中學校及日本高等女學校並東亞同文會同仁會及日華學會等の事業に對しては、從來相當額の補助金を交付して其事業を助成しつゝある。

ヒ、大正十二年三月限守備軍撤退と共に民政部との關係を離れ、外務省所管に移つた、依て

イ、青島諸學校
當時其の敷地、建物及一切の附屬財產を青島居留民團に無償にて貸付け、總領事監督の下に之が經營に當らしむることとなり、同時に其の名稱は青島日本中學校及青島日本高等女學校と夫々變更した。

青島日本中學校は其の敷地約一萬五千坪、校舍一千百餘坪、寄宿舍五百餘坪、講堂三百餘坪の外武道場、生徒控所等の設あり、設備の完備せること内地中學校に於ても稀に見る所にして、昭和二年三月末現在職員二十八名、生徒四百二名ある。

青島日本高等女學校は敷地約七千五百坪、校舍七百八十坪、寄宿舍五百九十坪ありて、其の設備亦完備し昭和二年三月末現在職員二十六名、生徒三百七名。

ロ、東亞同文會

財團法人東亞同文會は日支兩國の交誼を厚くし、福利を増進する目的を以て明治三十一年創立せられ、越へて三十三年南京に南京同文書院を開設した、然るに同年團匪事件發生せりに依り同書院を上海に移し、東亞同文書院と改め、政治及商務の二科を置き、大正九年には更に擴張して研究部及中華學生部を増設した、次で同會は支那人に對し中等教育を施すため、大正十年には天津に天津同文書院を、又十一年には漢口に漢口同文書院を夫々開設した。（天津及漢口の兩書院組織變更は後に記述する）

右の中上海東亞同文書院は從來種々施設の改善を圖りたるが、其の擴張に伴ひ尙ほ之れが充實を圖るものあるもの渺なからず、學校敷地殊に運動場の擴張等は最も其必要に迫つて居る、尙ほ同書院創立以來昭和二年三月迄の卒業生は一千八百七十餘名にして、支那は勿

論内地及諸外國に於て活動し居れるが、昭和二年三月に於ける各書院の在學生左の如くである。

上海東亞同文書院(日本學生)

四〇七人

同上 中華學生部(支那學生)
東亞同文會は右の外本部に調査編纂部を置きて、支那に關する政治經濟等の問題を調査し、或は同書院日本學生をして支那内地を實地踏査せしめ、以て支那に關する研究資料を編纂出版せるものが尠くない。

八、同仁會

財團法人同仁會は支那其の他亞細亞諸國に醫學、藥學及其の技術を普及せしめ、以て彼我人民の健康を増進し、病苦を救濟する目的を以て明治三十五年創立せられたるものにして、其の事業漸次社會に認められ、大正七年度以降は毎年國庫の補助を受け、又從來一般民間よりの寄附金申込も相當多額に上り、支那に於ける我文化的施設としては最も顯著なものゝである。

現在同會の經營に係る病院には、北京醫院、漢口醫院、濟南醫院及青島醫院あり、北京醫院は大正三年、漢口醫院は大正十年の建設に係り、濟南醫院及青島醫院は共に青島守備軍民政部の經營に係りしが、大正十二年三月民政部の撤廢と同時に之を外務省所管に移し、外務省は更に濟南醫院を濟南居留民團に、又青島醫院を青島居留民團に無償にて貸付け、該民團をして夫々經營せしめたが、更に大正十四年四月よりは兩者を同仁會に移付し、同

會をして經營せしむることゝした、以上の内濟南醫院は設備最も完備し居り、青島醫院に次ぎ、北京及漢口兩醫院は經費の關係上前者に比し設備稍不満足の點なき能はざるは當事者の常に遺憾とし居る所にして、可成速かに之等の充實を圖るの要あるべく、同會に於ても鋭意考究中なるが、之等四醫院共近時内容大に充實し我が國醫學の名聲を發揮し支那人間に漸次信用を加へつゝある。

前記各醫院に於ける十五年度患者診療數は左表の通りにして、北京、濟南兩醫院の如きは特に多數の支那人患者を取扱ひ居る。

十五年度患者診療總數及患者數國別表

醫院名	十五年度患者總數	內				譯
		中國人	日本人	其	他	
北京醫院	五八、九六〇	四四、六五〇	一四、〇九六	二一四		
漢口醫院	五〇、三一五	二八、四八四	一一、四九七	三三四		
青島醫院	一三一、六一七	四一、三二六	八三、七八六	六、五〇五		
濟南醫院	一三五、三二三	八三、八八八	三五、七七二	一五、六六三		
計	三七六、二一五	一九八、三四八	一五五、一五一	二二、七一六		

尙ほ同會に於ては昭和二年度以降本部事業として、支那醫師講習會、支那醫藥學との連絡

事業、醫藥學書支那譯刊行事業等を実施し相當成績を擧げて居る。

二、日華學會

同會は在本邦支那留學生のために學校の選擇、入學、轉學、宿舍の供給、實習、見學に関する周旋並來邦支那人視察者に對する便宜供與等を圖るを目的とし、大正七年滻澤男爵等有志の組織したるものにして、支那留學生寄宿舍として、現在中華學舍、白山女子寄宿舍外二箇所を設け、男學生六十餘名、女學生四十餘名を收容して居る、又同會は神田仲猿樂町に會館を有し居たるが、震災に依り焼失したる爲、政府より復興費の補助を受けて、舊會館跡に新會館を建築し、其の一部を支那人學生又は視察者のために使用せしめ、尙ほ視察者の案内にも盡す所不妙彼此多大の便宜を供與しつゝある。

右の外日華學會は從來支那留學生の豫備教育機關として相當の成績を擧げ來れる財團法人東亞高等豫備學校等、大正十四年四月合併して以來銳意其の内容の充實を計り（後豫備教育の項参照）又昭和二年十月季刊雜誌「日華學報」を創刊し、留學生及日本留學出身者等の便宜を圖りつゝある。

三、支那留學生に對する學費の補給

(一) 一般留學生

支那留學生に對する學資補給に關しては、大正十二年末汪公使の來任を機とし出淵亞細亞局長との間に數回の非公式協議の結果、同年度は臨機の處置として、(イ)缺費學生に對する學資及歸國旅費、(ロ)官自費生に對する獎勵金、(ハ)文部省直轄學校在學生授業料等滞納額を

補給し、尙ほ震災當時に於ける支那留學生の歸國輸送費も亦之を留學生給與中より支出した。

大正十三年度に於ては四月以來再三支那側と協議を重ねたる結果、支那教育部令を以て學費分配辦法公布せられたが、右に依れば支那各省團匪賠償金負擔額と各省議員定數とに比例して、各省に對する補給學生定員を定め、右定員を官自費生各半を以て補充することとなつて居る、而して補充の順序は官立大學在學生、私立大學在學生、官立專門學校在學生及私立專門學校在學生徒を夫々甲、乙、丙、丁、戊の五資格に分ち、甲の資格より順を追ふて選定せらるゝ制度である、右選定は主として留日支那學生監督之に當り居れるが、此種補給學生は之を一般補給支那留學生と名付け、其の定員は三百二十名である。

大正十四年度に於ては前年度の一般補給方針を踏襲することとしたる外、補給學生にして卒業後尙ほ本邦に止り、研究、實習又は上級學校に昇學せんことを希望する學生に對し補給を繼續することとし、缺員の選定は同年十一月に至りて結了したるが其の數六十五名である。大正十五年度に於ては前年度同様の方法に基き、同年十二月迄に約五十四名の補缺者を選定し、尙ほ昭和二年度に在りても隨時缺員の補充を行ひたる外、十一月更に五十三名の缺員を補充し、十二月二十日現在一般補給留學生として補給を受け居る者の總數三百四名である。

(二) 選拔留學生

一般留學生に對する學費支給は上述の如く、大體支那政府の教育部令を根據として留日學生監督處に於て有資格學生を選定の上、當方の同意を得て補給資格を與へ居る次第なるが、同

国際事情

制度に依るときは各省の定員數及學校の等級等の關係上優秀なる學生にして、學資の給與に均霑し能はざる者尠からざるに付、大正十五年支那側の同意を得たる上、文部省と協議の結果別に選拔支那留學生の制度を設け、學校側の推薦に係り成績優秀なるも學費不足のため困窮し居る支那留學生約五十名を選定し、文部省を介し專門學校以上の諸學校より之が候補者を推薦せしめたる處、同年九月迄に其の數百七十名に達したるを以て、嚴密に銓衡の結果不取敢三十五名の學生を選抜し、十月分より學費の補給を開始したるが、昭和二年度に於ては同様手續を以て候補者三百三十名中より三十名を選定して學費を補給することとした、十一月二十日現在選拔留學生總數は實に六十三名に達し所期の目的に副ひ成績頗る良好である。

(三) 特選留學生

専門教育の課程を終了したる優秀なる支那人にして、更に本邦に於て學術の溫奧を究めんとする者を特に嚴選して之に學資を補給し、研究に從事せしむるの制を設け、之を特選支那留學生と稱し、官公私大學大學院等に在學中の者につき、大正十三年度に於て五名、十四年度に於て更に五名を選定し、毎月百五十圓の學資を支給し來つた、然るに各學校より續々優良なる候補者を推薦し來れるを以て、更に定員を増加するの必要を認め、從來の定員十名を十五年度より二十名に改め、同年度に於ては各學校の推薦に係る候補者三十五名中より八名を選抜した、尙ほ昭和二年度に在りては同様學校側推薦に係る優良なる候補者四十七名中より八名を選定したが、十一月二十日現在特選留學生は總計十七名である。

(附) 學資給支那留學生調 (昭和二年十一月二十日現在)

(甲) 一般留學生の修學々校種類左の如し。

大	専門學校	二三六名
其		五四名
合	他	一四名
	計	三〇四名

(乙) 選拔留學生の修學々校種類左の如し。

大	専門學校	三六名
其		一九名
合	他	八名
	計	六三名

四、支那留学生豫備教育機關の改善

(一) 本邦に於ける豫備教育機關 支那留學生教育改善の一手段として、豫備教育機關の改善統一と企圖すること頗る急務なるを認め、先づ私立東亞高等豫備學校の改善を圖ることとし、之を日華學會に合併して財政を安固にし、政府より經費參萬圓を補助し、一方學監を置き教職員を充實し、學級の編成、科目の按配等を行ひ、以て所期の目的達成を企て着々成績を擧げつゝある。此外從來文部省の經費を以て經營し來れる、第一高等學校及東京高等工業學校附設の特設豫

科の成績良好なるに鑑み、文部省と協議を重ねたる上、大正十四年四月より東京及廣島の兩高等師範學校、奈良女子高等師範學校、長崎高等商業學校及明治專門學校に於て外務省より經費を補給し、修業年限一箇年の特設豫科一學級宛（但し長崎高等商業學校に限り十五年度より二學級）を附設することゝし、之等の學生は多く各校の本科に入學し所定の専門學科を攻究しつゝありて、成績は年と共に良好に向つて居る。

（二）支那に於ける豫備教育機關

支那留學生教育改善の施設としては、獨り本邦に於ける豫備教育機關の改善のみならず、更に支那に於ける豫備教育機關設置の必要あるは多言を要せざる所なるが、東亞同文會は十四年中理事を支那に派遣し、彼地當事者と種々交渉せしめたる結果、天津及漢口に在る兩同文書院の組織を變更することに協議纏まり、即ち天津同文書院に付ては北京大學教授連と協議の結果、中日教育會を組織し天津同文書院の敷地建物器具及設備一切は、擧て之を同教育會の使用に提供し、校名を中日學院と改め、同教育會主として教務を擔當し、東亞同文會は右經營上に要する費用を毎年一定豫算の範圍内に於て負擔することゝし、十五年四月より之を實施して今日に及んだ。

又漢口同文書院に付ては、湖北省立女子師範學校等の關係者數氏と東亞同文會代表者との間に東方學會を組織し、右書院を江漢高級中學と改稱して、同學會の經營に移し、從來の敷地建物設備等一切は東方學會の使用に提供し、同文會は毎年一定豫算の範圍内に於て經費を負擔することゝした。

五、交換講演及視察旅行

日支兩國知名の學者の交換講演を行ひ、又は兩國の學者、教育家、藝術家等が相互に往來し、視察旅行を爲すことは文化事業として甚だ有益なることゝ認め、大正十二年以來隨時經費を補給して之を實施し來りたるが、結果頗る良好にして兩國人の諒解を進め親善を圖る上に多大の效果を齎した、以下年度別に其大體を述べよう。

大正十二年度に於ては日本側より東京帝國大學醫學部長入澤達吉、同教授林春雄、同文學部教授服部宇之吉の諸氏を支那に派遣したが、同氏等は支那各地を視察し傍ら夫々専門的方面に關する講演を數回試みた、又支那側よりは支那防疫界の泰斗たる伍連德博士來朝し、各地に於て講演を爲した、尚ほ同年日本側よりは學生視察者五十名（外に引率教授四名）及教員視察團（團長東京高等學校長湯原元一氏）を送りたるに對し支那側よりは北京學生團四十餘名來邦し各地の視察を遂げた。

大正十三年度に於ては日本側講師として奈良法隆寺住職佐伯定胤及東京帝國大學教授木村泰賢の兩氏を支那に派遣したが、兩氏は廬山に於ける世界佛教聯合大會に參列し、尚ほ北支方面を旅行して佛教に關する講演を爲し、支那佛徒に對し多大の感動を與へたる外、東京帝國大學教授市村壱次郎氏に委嘱して、南支各地に於て支那文明史に關する講演を爲さしめた、尚ほ同年度に於ても引續き學生視察團の派遣を實施し、二個團體を組織して夫々滿洲及南支地方に送つた、其の他奈良女子高等師範學校教授西田與四郎、東京高等師範學校教授田中啓爾、東京帝國大學助手多田文男、京都帝國大學助手藤田元春、早稻田大學講師小田内通敏の諸氏は夫々専門

の研究を爲す爲渡支した。

同年度中支那側よりは廣東學生團、北京法政大學々生團、湖北省學生團、南京學生團及杭州學生團の五團體來邦し、尙ほ學會參列並講演の爲前北京醫學專門學校長周頤聲及滿洲醫科大學講師侯宗濂の兩氏渡來した。

大正十四年度に於ては東京帝國大學教授三上參次氏に對し、北京大學及南京東南大學に於て日本支那國文化史に關する講演を委嘱した、同年度學生視察團としては東京及大阪兩外國語學校、長崎高等商業學校海外貿易科並山口高等商業學校支那貿易科在學々生を以て組織する視察團、各校一團體及東京女子高等師範學校下田教授の引率せる専門學校程度の女學生視察團及橫濱高等工業學校長鈴木達治氏を團長とする専門學校程度學生視察團合計六團體を渡支せしめたる

外、支那留學生教育特設豫科關係教員七名を派遣して、彼地に於ける各界卒業生との聯絡融合を圖らしめ、又師範學校教諭及中小學校々長の視察團（團長溝淵第五高等學校々長）並各府縣及主要都市視學視察團（團長文部省葉山督學官）を組織して教育界並諸般の視察のため渡支せしめた。

支那側よりは同年四月福岡市に開催の日本內科學會及外科學會總會に、招聘を受け出席せる夏門大學總長林文慶氏及廣東博愛醫院醫師柳南桂氏の來邦あり、尙團體としては日本工學會招聘に係る中華工程師學會々員二十九名、極東熱帶病醫學會第六回總會出席の爲來邦せる支那醫學者二十五名、東亞佛教大會に臨席の爲來邦したる太虛法師外二十三名の僧侶視察團、日本學術協會第一回大會に出席せる中華學藝社々員十九名等あり、之等視察團は從來の單純たる視察旅行と異り、學術大會出席、専門方面的諸施設視察、日本人との意見の交換等を目的として來邦せるものにして文化事業として頗る有益のものであつた。

尙右の外我國よりは東京女子高等師範學校教授矢部禎吉、京城帝國大學教授森爲三、京都帝國

大學教授濱田耕作、傳染病研究所技師谷口興二、横濱高等工業學校教授中村順平、長崎醫科大學教授淺田一の諸氏渡支し、夫々専門的方面の調査研究を爲し、北京、上海に於ける研究所設立前の準備的研究として有益なる調査研究を行つた。

大正十五年度は日支兩國視察團の交換最も盛であつた年で、先づ我國よりは前年の支那僧侶渡來に對する答禮の意味を以て、佛教聯合會主催の佛教視察團（團長は天臺宗管長梅谷孝永氏にして團員は二十二名）を支那に派遣し、至る所熱烈なる歡迎を受け、日支佛教界の聯絡を一層密ならしめた、次に學生視察團としては前年通り東京、大阪兩外國語學校支那語科、長崎及山口兩高等商業の四校視察團に對し補助したる外、東京基督教徒たる日支學生九名を選抜し、濟南に於て催されたる全支基督教大會に出席の爲渡支せしめた、又教育家視察團は前年度よりも一層規模を大にし、普通、専門、實業、女子、學科及社會の六教育者團體（團長は夫々金子文部省督學官、吉田東京帝國大學教授、田尻横濱高等商業學校長、高橋奈良女子高等師範學校教授、鈴木京都帝國大學教授、小尾文部省督學官）に分ち渡支せしめた。

次に支那側よりは南京教育視察團（團長王伯秋氏）及吉林省教育視察團の二團體相次て來りた

る外、中華學藝社視察團は前年同様日本學術協會大會に出席の爲來邦した、其他中華農學會よ

りも日本農學會大會出席の爲代表者を派遣し來り、又大阪の電氣博覽會視察の爲支那工業關係

官民二十名、汎太平洋學術會議參列の爲科學者七名並福建教育視察團、東亞同文書院支那學生團、濟南基督教青年會員等相繼で來邦し非常なる活況を呈した。

以上團體視察の外専門的研究の爲の渡支者としては、長崎高等商業學校教授田崎仁義（支那に於ける家族制度の研究）、東京美術學校教授大村西崖（美術に關する遺跡調査）、京都帝國大學講師原真乘（佛教及喇嘛教遺跡の踏査）並京城帝國大學豫科教授森爲三及東京女子高等師範學校教授矢部吉禎（共に前年度の研究續行）、第一高等學校教授竹田復（音韻學研究）、東京商科大學教授根岸信（思想及經濟に關する諸問題研究）の諸氏は何れも支那各地を旅行し、夫々専門方面的調査研究に從事した、其の他九州帝國大學教授三宅速、東京帝國大學教授西成甫、長崎醫科大學教授淺田一の諸氏は醫學に關する講演及視察の爲渡支し、又京都帝國大學教授橋本傳左衛門氏は廣東に於て開催せられたる中華農學大會に本邦側代表者として出席した、以上の外日華學會理事山井格太郎、同會女子寄宿舍監服部升子、醫海時報社々長田中義一、日本基督教聯盟幹事宮崎小八郎、亞細亞學生會主事長野清秋等の諸氏も夫々視察の爲渡支した。

尙ほ十五年度に於ては支那より團體以外に來邦せる者は極めて少く、僅に九州醫學會參列の爲

勵家福氏外一名、密敎研究の爲王弘願其他數名ありたるのみである。

昭和二年度に於ては支那動亂の爲陸路の交通著しく不便となり、且旅行上の不安增加したる爲、我國よりの團體旅行稍減少せる傾向あるも、兩外國語學校及兩高等商業學校の學生視察團の旅行は、例年の如く實施せられたる外、第一高等學校教授竹田復氏を團長とする支那學研究者の一團、廣島高等師範學校教授後藤俊瑞、第三高等學校教授那波利貞、東京帝國大學大學院事務官崎小八郎、亞細亞學生會主事長野清秋等の諸氏も夫々視察の爲渡支した。

尙ほ十五年度に於ては支那より團體以外に來邦せる者は極めて少く、僅に九州醫學會參列の爲

勵家福氏外一名、密敎研究の爲王弘願其他數名ありたるのみである。

北京に在りて専心研究に從事した、其の他數年來實施したる教育家視察團は、目下編成方準備中ににして本年度内には出發し得る豫定である。

次に支那側團體として來邦せるものは教育方面に於ては黒龍江省教育家視察團、問嶋官民視察團及東亞同文書院支那學生團の三團體、我國學會出席を目的として來邦せるものは、中華醫藥學界學界方面視察團（東京醫師會出席及一般醫藥學視察の爲）、北京農業大學校長許璇氏を團長とする中華農學會視察團（日本農學會大會出席の爲）及中華學藝社視察團（日本學術大會出席の爲）の諸團體がある。

以上の外學者教育家等の來往を擧ぐれば、日本側よりは京都帝國大學教授鈴木正（醫學方面的調查）、成城學校支那留學生部主任壹岐東一郎（教育狀況視察）、九州帝國大學教授田中義麿（營業調查及實地指導）、慶應大學教授加藤繁（貨幣制度調查）、大谷大學教授稻葉圓成（佛教、道教及回教の研究）、長崎醫科大學教授竹內清（南支方面醫學界の視察）、九州帝國大學名譽教授宮入慶之助（寄生虫に關する調查及實地指導）、九州帝國大學教授奥田讓及岐阜高等農林學校講師山崎百治（中華農學會大會出席）等の諸氏渡支し、支那側よりは廈門大學教授林希謙、福建大學教授郭振華の兩氏教育視察の爲來邦した。

六、對支文化事業の助成

本特別會計に於ては前に述べたる諸團體に對する補助の外、隨時各種の文化的施設に對して經費を補給し其の達成に努めて居る、以下年次を逐ふて其の概要を述べん。

大正十二年度に於ては關東地方大震災の爲、支那關係の公益事業に從事する團體の建物にして鳥有に歸したるもの妙からず、就中(イ)東亞高等豫備學校々舍(ロ)日華學會々館(ハ)留日基督教青年會館は最も速急に復興を要するものなりしを以て、之等に對し經費を補給し夫々假校舍又は假會館を建築せしめた、尙日華學會に於ては新に小石川區大和町に支那女學生を收容する寄宿舍建設の希望ありたるに付其の購入費用を補給した。

大正十三年度に於ては南京東南大學に於て開催せられたる支那全國教育展覽會に對し、日本側よりも参考材料を出品することとなりたるを以て其の費用を補給し、又北京清華學校に對し同校講堂に掲揚すべき日本歷史書(松岡映丘氏揮毫)を寄贈し、次に文學博士高楠順次郎及渡邊梅旭兩氏の編纂に係る大藏經は、支那文化研究の貴重なる資料なるを以て、之に助成費を補給し其の出版を助くると共に同書二十餘部を支那に於ける代表的圖書館等に寄贈せしめた。

大正十四年度に於ては屢に大震災の爲鳥有に歸したる在横濱支那入小學校復興費及在神戸支那人小學校々舍改築費を助成したる外、支那留學生の豫備教育を目的とする東亞高等豫備學校が、日華學會に併合せらるゝこととなりたるを以て、之が内容の充實、教務の刷新を圖る爲助成を交付した、又廣東大學、武昌大學より夫々理化學器械及圖書の寄贈方を申越たるを以て購入の上寄贈し、又後に述ぶるが如く北京及上海に設立せらるべき研究所及圖書館事業實施の爲、日支共同委員會組織せられ、湯川委員渡支することとなりたるを以て、差當り北京に日本側事務所を設くることゝし之に對して經費を補助した。

大正十五年度に於ては東京及大阪の兩地に於て第四回日華繪畫聯合展覽會開催せられ、支那側

よりは金紹城、周肇祥以下知名書伯數名渡日したが、斯の如き大規模なる聯合展覽會及多數有力書伯等の來邦は、兩國美術家の提携研究上多の大効果ありと認め、展覽會開催に要する經費を助成し、且つ種々の援助を與へた、而して本展覽會の開催を機として日支兩國美術關係者より成る「東方繪畫協會」なる團體組織せられ、兩國美術家互に提携して共同的研究を進むこととなりたるが、同會々長には支那側は徐世昌、日本側は清浦子爵夫々就任した。

次に中華工程師學會々員本邦工業界視察の爲來邦したる機會に於て、本視察團の招請者たる日本工學會は、記念事業として「日本工業大觀」を出版することとなりたるを以て、其費用の一部を助成し、又文學博士常盤大定氏は支那佛教に關し多年研鑽の結果「支那佛教史蹟」圖譜及評解全五輯を編纂し、既に印刷に附するの運びとなりたるを以て助成金を補給して之が完成を補給して之が完成を期せしめた。

尚ほ支那に於ける大學その他の學校より相繼いで圖書機械等の寄贈方を申越したが、豫算の都合上多數希者中より北京大學、上海暨南大學、雲南東陸大學及上海學藝大學の四校を選擇して、夫々書籍、實習用機械等を寄贈した、尤も豫算の關係上先方の希望を満すことを得ざりしは遺憾なりしが、將來更に追加寄贈の時機あらう。

次に東方文化事業總委員會に於ては、事務所及圖書館籌備處を開設することとなりたるを以て、之が所要經費を助成することゝし、日本側事務所は同年十二月限り之を閉鎖せしめた。

昭和二年度に於ては東亞考古學會の事業たる關東州貝塚發掘費を助成した本發掘が其最初の事業として相當好成績を収めたるは喜ぶべき事業である、東亞考古學會は更に右發掘に關する報

告書を出版する筈にて目下準備中なるが之が経費をも助成することゝした、東方文化事業上海委員會事務所開設せられたるに付、從來の總委員會關係事務費の外上海委員會事務費をも補給することゝなつた、又總委員會に於ては圖書籌備の外新に研究所を開設して、先づ四庫全書續修の編纂を行ふことゝなり、又上海委員會に於ては愈々漢藥、病理、地質、生物、化學、物理の諸科學に關する研究を開始し、且同研究所研究員養成の爲海外に研究員を派遣することゝなりたる結果、之等委員會關係の交付金は二年度より膨脹を見るに至つた。

— 598 —

34 軍 備 縮 少 論 の 紹 介

左に掲ぐる軍備縮少に關する論文中「奈何にして軍備を縮少すべき乎」は汎歐羅巴保障條約及汎歐羅巴軍備條約に依り歐羅巴の軍備を縮少せんとするものであり、汎歐羅巴運動で有名なクーデンホーフカレルギ子が一九二七年五月號のリヴィニー、オヴ、リヴューズに寄稿したものである。

「困難なる軍備縮少はヒー、スペンド氏の筆になるものであつて、一九二七年三月二十一日の軍縮準備委員会に於ける討議の經過を叙るものであつて、五月のフォトナイトリ、リヴューに掲載されたものである。(譯者)

奈何にして軍備を縮少する平

(クーデンホーフカレルギ子稿)

歐羅巴は思想、政治、軍事、經濟の四方面に亘り武裝撤廃を斷行するに非ざれば、復興が困難である。

思想、政治、軍事、經濟の武裝撤廃は相互に關聯せるものである、則ち國民の思想が改まらなければ、政治上の武裝撤廃は遂げ難く、政治上の武裝を撤廃するに非ざれば、陸海軍の軍備を撤することは能きぬ。

試みに思へ、憎惡、復仇、恐怖、猜疑の念を以て對する間、奈何にして各國間に隔てなき協調

ができよう、則ち各國民の頭が改造される間、政治的武裝撤廃は望んでもだめである、而かも